

第1章 関門電子債権・電子手形ネットワークの構築

溝 渕 彰

I. はじめに

政府において電子債権法（仮称）の検討が進められている。これまで経済産業省において主に電子債権に関するビジネス・モデルに関する検討が行われ¹、その後、金融庁において金融の側面から電子債権の検討が行われた²。現在、法務省での電子債権研究会が終了し、「電子債権に関する私法上の論点整理—電子債権研究会報告書」が公表され（以下、本報告書のことを「電子債権研究会報告書」という）³、法務大臣が電子債権制度（仮称）に関する法整備を法制審議会に諮問したところである⁴。予定では平成18年度中の法的枠組みの具体化を目指し、順調に行けば平成19年の通常国会に法案を提出することを目指しているという⁵。

電子債権とは、既存の債権でも手形でもない第三の権利と言われる。このような権利を電子債権と呼ぶことが適切かどうかは議論のあるところであるが、現時点では甚だ具体的なイメージがわきにくいものである。また、具体的な電子債権法（仮称）のイメージが沸かない段階でいわば、あるべき電子債権像を想像してそれに対する法規制を論じる—Legal Fictionに取り組み—ことも余り有意義ではないとも思われる⁶。とはいえ、全く何もない状態から電子債権法（仮称）の検討が進められているかと言えばそうではないだろう。現在検討が進められている電子債権法（仮称）が意識しているモデルは、少なくとも一つの方向性としては信金中央金庫（以下、信金中金という）が

-
- 1 経済産業省による検討結果については、産業構造審議会産業金融部会金融システム化に関する検討小委員会「金融システム化に関する検討小委員会報告書—電子債権について—」（平成16年4月28日）〔http://www.meti.go.jp/policy/economic_industrial/report/downloadfiles/g40616a01j.pdf〕、電子債権を活用したビジネスモデル検討WG「電子債権構想—IT社会における経済・金融インフラの構築を目指して」（平成17年4月13日）〔http://www.meti.go.jp/policy/economic_industrial/report/downloadfiles/g50413a01j.pdf〕等参照。
 - 2 金融庁による検討結果については、情報技術革新と金融制度に関するWG「金融システム面からみた電子債権法制に関する議論の整理（座長メモ）」（平成17年7月6日）〔<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/sonota/f-20050706-1/01.pdf>〕等参照。
 - 3 同報告書については、<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji100.pdf>により入手可能である。「電子債権研究会報告書」の概要を説明したものとして、葉玉匡美＝坂本三郎「電子債権に関する私法上の論点整理—電子債権研究会報告書—」の概要」金法1760号8頁（2006年）参照。
 - 4 諮問第76号〔<http://www.moj.go.jp/SHINGI2/060208-1.html>〕参照。
 - 5 葉玉他・前掲注(3)・13頁
 - 6 大垣尚司『電子債権—経済インフラに革命が起きる—』i-iii（2005年、日本経済新聞社）は、Legal Fictionの取り組みの意義を強調する。

開発した「電子手形サービス」であるように思われる。この「電子手形サービス」の欠点を克服しつつ、更に様々なニーズを取り込んだ電子債権法（仮称）を構築することが想定されているように思われる。そこで、本研究においては信金中金の「電子手形サービス」について電子手形サービス利用約定等を中心に検討したいと思う⁷。

ところで、本研究は関門地域共同研究の一環である。関門地域における社会的資本の整備という観点からみた場合、関門地域内において電子債権・電子手形のネットワークを構築することについてはどのような意義があるのかについてもその方向性を示し、次年度の研究に繋げたい。

II. 債権譲渡・約束手形・一括決済方式の問題点

ここでは、従来からある債権譲渡、約束手形、あるいは一括決済方式について若干の説明を加えると共に、流通面での欠点を指摘しておく⁸。

1. 債権譲渡

債権は譲渡することが可能とされている（民466条1項）。しかし、そもそも債権は転々流通することが予定されていないものであり、譲渡に際しては非常に煩雑な手続が要求される。すなわち、通常、譲渡に際しては譲渡人から債務者への確定日付のある通知又は債務者からの確定日付のある承諾が要求される（民467条）。これは二重譲渡を防止するためのものであるが、債権の流通性を阻害している。

2. 約束手形

約束手形は、所定の期日に一定の金額を支払うことを約束した紙片（＝有価証券）であり、転々流通することが予定されたものである。人的抗弁の切断（手17条、77条1項1号）や民法の即時取得よりも動的安全の保護を重視した善意取得制度（手16条2項、77条1項1号）は、手形の流通促進の観点から認められたものである。更に、約束手形は不渡処分を通じた強固な支払強制が機能したり、手形割引制度により満期前に換金が可能である等、振出人、受取人、裏書人にとって非常にメリットのあるものである。

しかし、手形制度には様々な点で問題があるとされた。まず、盗難リスクの存在である。手形は「紙」であるため、盗難や紛失のリスクがある。また、印紙税の問題もあり、大量に手形を発行する会社では印紙税コストも無視できないものとなっている。更に、手形交換所に手形を運搬する必要性もあり、このような運搬コストも無視できないなどの欠点を有している。

7 本来であれば、「電子債権研究会報告書」の検討も行うべきであろうが、時間的な都合等から十分な検討ができなかった。「電子債権研究会報告書」の本格的な検討は他日に期したいと思う。

8 債権譲渡、約束手形、一括決済方式の問題点全般については、大垣・前掲注(6)文献の第1章から第3章参照。

3. 一括決済方式

一括決済方式は、手形制度の廃止を望む大企業向けのサービスとして開発されたものである⁹。これは、①債権譲渡担保方式、②ファクタリング方式、③併存的債務引受方式、という3つの類型に分けられる¹⁰。まず、①債権譲渡担保方式とは、下請事業者が、下請代金の額に相当する下請代金債権を担保として、金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付けを受ける方式のことである。次に、②ファクタリング方式とは、下請事業者が、下請代金の額に相当する下請代金債権を金融機関に譲渡することにより、当該金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の支払を受ける方式のことである。最後に、③併存的債務引受方式とは、下請事業者が、下請代金の額に相当する下請代金債務を親事業者と共に負った金融機関から、当該下請代金の額に相当する金銭の支払を受ける方式のことである。しかし、大企業向けに開発された商品であるがゆえに、中小企業が利用できないという欠点も有している。また、スキームが特定の大企業、中小企業、金融機関の三者で完結するものであり、債権の流通促進という観点からは好ましくないものと言えるであろう。

Ⅲ. 信金中金の電子手形サービス

前述した債権譲渡・約束手形・一括決済方式の欠点を克服する目的で開発されたのが信金中金による「電子手形サービス」である。信金中金による電子手形サービスは、平成15年11月より取扱いが開始された¹¹。電子手形サービスは、信金中金、金融機関、利用者の三者による利用約定に基づくインターネット経由によるサービスである。ここでいう電子「手形」とは、手形法上の「手形」ではない。電子手形サービス用語集（以下、用語集という）¹²によれば、電子手形とは、手形法による手形ではなく、一定の金額（支払金額）を一定の時期（支払期日）に、一定の者（電子手

9 大企業が手形を一方的に廃止することは下請法上問題があり、それを克服する目的で一括決済方式が開発された。

10 このような分類については、下請代金支払遅延等防止法第3条の書面の記載事項等に関する規則1条6号参照。なお、一括決済方式については、産業構造審議会産業金融部会金融システム化に関する検討小委員会・前掲注(1)・29-31頁、電子債権を活用したビジネスモデル検討WG・前掲注(1)・10-11、20-30頁等参照。

11 信金中金の電子手形サービスについては、産業構造審議会産業金融部会金融システム化に関する検討小委員会・前掲注(1)・32-33頁、電子債権を活用したビジネスモデル検討WG・前掲注(1)・11-12、31-35頁、大垣・前掲注(6)・167-184頁等参照。なお、沖縄では信金中金の電子手形サービスを利用して、平成16年12月1日から平成17年3月31日まで電子手形に関する実証実験が行われた。実施された実証実験の調査報告については、「債権の電子的取扱いに関する調査研究事業報告書——電子手形導入実証実験から見た電子債権の在り方について」及び「債権の電子的取扱いに関する調査研究事業——電子手形導入実証実験から見た電子債権の在り方について アンケート・ヒアリング調査報告書」参照。筆者は、この沖縄における電子手形の実証実験等に関して沖縄の公的な機関や銀行等を訪問し、調査を行った。この時の調査の状況については、〔補足資料〕参照。

12 電子手形サービス用語集は、電子手形に関連する専門用語について定義・解説したものである。なお、電子手形サービス利用約定で使用される用語は、当該利用約定及び電子手形サービス用語集によるものとされている（利用約定2条1項）。

形の所持人) に支払うための電子的手段と定義されている(用語集 1)¹³。電子手形サービスの利用に際しては、インターネットを経由してユーザー ID とパスワードによりログインして利用を開始する。信金中金の電子手形サービスの振出・譲渡・決済等の仕組みは、概要以下のとおりである¹⁴。

IV. 電子手形の振出

電子手形の振出であるが、これは利用者又は他の利用者の振出申込とそれに対する相手方の受取承諾が電子手形データベース¹⁵に登録されることによって成立する(利用約定 20 条 1 項)¹⁶。このプロセスは、振出人と電子手形センター¹⁷間でのやりとりと受取人と電子手形センター間でのやりとりの二つのプロセスに分けられる。以下、この二つのプロセスに分けて論じることとする。

1. 振出人と電子手形センター間でのやりとり

まず、「振出申込」に際して、利用者は電子手形サービス取扱要領(以下、取扱要領という)の定めるところにより、電子手形センターに対して、当該電子手形の支払金額、支払期日、受取人となるべき者の参加者番号、当該電子手形にかかる原因債権その他必要事項の通知(以下、「振出申込通知」という)を発信する(利用約定 21 条 1 項)。次に、電子手形センターは、利用者から受領した「振出申込通知」について取扱要領に定める確認を行った上で、利用者に対して、「振出申込通知」を受領した旨の通知(以下「振出申込受領通知」という)を発信する(利用約定 21 条 2 項)。「振出申込受領通知」を受領した利用者は、かかる通知において行われた電子手形センターの電子署名¹⁸の有効性を確認し、かつかかる通知の内容を確認の上、利用者の電子署名¹⁹を行った

13 更に詳細な定義については、利用約定 1 条 2 項参照。

14 信金中金は、電子手形サービスの体験版を HP 上に開設している (<http://www.shinkin.co.jp/scb/taikenban/>)。

15 電子手形データベースは、電子手形センターに設置されたデータベースで、電子手形の振出人、受取人、譲受人などの電子手形に関する権利者や義務者の情報、支払金額・支払期日や支払場所などの情報を登録するデータベースのことである(用語集 11)。

16 約束手形を電子化するシステムとして、データ流通方式とデータ登録方式の二通りの方式が考えられ得る(杉浦宣彦他「手形・小切手の電子化(ペーパーレス化)をめぐる法的研究」7頁・金融研究研修センター平成 15 年度ディスカッションペーパー(2003 年 8 月 15 日))。信金中金の電子手形サービスは、データ登録方式を採用している。これは利用者と特定の管理者(=電子手形センター)との間で電子データを送受信することによって権利の発生、移転、消滅等が生じるものである。他方、データ流通方式は、特定のデータ管理者を設置せず、取引当事者間において電子データを送受信することによって権利の発生、移転、消滅等が生じるものである。

17 電子手形センターとは、参加金融機関の委託により電子手形サービスのメッセージの送受信、電子手形データの処理などを行うセンターのことである(用語集 8)。

18 電子手形センターの電子署名については、利用約定 15 条参照(なお、金融機関による電子署名については、利用約定 14 条参照)。

19 利用者の電子署名については、利用約定 13 条参照。なお、利用者が電子署名を行う場合、IC カードが必要である。

「振出申込確定通知」を発信する（利用約定 21 条 3 項）。「振出申込確定通知」を受けた電子手形センターは、「振出申込確定通知」になされた利用者の電子署名の有効性を確認の上、「振出申込確定通知」の内容と「振出申込受領通知」の内容を照合し、その一致を確認した場合には、その振出申込に関する事項を電子手形データベースに登録する（利用約定 21 条 4 項）。登録がなされると電子手形センターは、利用者に対して電子手形センターの電子署名が行われた「振出申込登録通知」を発信する（利用約定 21 条 5 項）^{20 21}。

2. 受取人と電子手形センター間でのやりとり

電子手形センターは、振出申込に関する事項を電子手形データベースに登録した後、ただちに、利用者が受取人に指定した他の利用者に対して電子手形の振出申込があったことを通知する（利用約定 21 条 4 項、24 条 1 項）。基本的に電子手形の振出申込が電子手形データベースに登録された日の次の営業日から起算して 10 営業日以内に、受取人に指定された他の利用者は電子手形の受取承諾又は受取拒否をしなければならない（利用約定 24 条 3 項）。なお、この期間内に電子手形の受取承諾または受取拒否の手続が行われない場合、その電子手形の振出申込は、自動的に失効し、撤回されたものとみなされる。

振出申込の通知を受けた利用者は、振出申込のあった電子手形の受取人となることを承諾又は拒否する場合、取扱要領の定めるところにより、電子手形センターに対し、その電子手形の受取を承諾する旨の通知（以下「受取承諾通知」という）又は拒否する旨の通知（以下「受取拒否通知」という）を発信することになる（利用約定 25 条 1 項、26 条 1 項）。

「受取承諾通知」及び「受取拒否通知」については、振出人と電子手形センター間においてなされる各種の通知に関する規定を準用している（利用約定 25 条 2 項、26 条 2 項により 21 条 2 - 5 項を準用）。

V. 電子手形の譲渡

前述したようなプロセスを経て、電子手形は振り出されるわけであるが、更に電子手形は譲渡することができる（利用約定 28 条 1 項）。すなわち、電子手形の所持人は、利用約定又は取扱要領の定めるところにより、支払期日の 5 営業日前までに、その所持する電子手形を他の利用者または金融機関に譲渡することができる。金融機関に対する譲渡は電子手形割引とも言うべきものである。更に、電子手形を再譲渡することもできる（利用約定 28 条 2 項）。なお、電子手形は譲渡禁止とすることも可能である（利用約定 8 条 2 項(2)号①参照）。

電子手形の譲渡手続は以下のとおりである。まず、利用者は、電子手形の譲渡申込をする場合、

20 なお、この通知が利用者に到達しない場合であっても、電子手形の振出申込の手続に何らの影響を及ぼさない。

21 申込の撤回も可能である（利用約定 22 条）。

取扱要領の定めるところにより、電子手形センターに対し、譲渡しようとする当該電子手形、譲受人となるべき者の参加者番号その他必要事項の通知（以下「譲渡申込通知」という）を発信する（利用約定 29 条 1 項）。「譲渡申込通知」を利用者が発信した場合には、振出人と電子手形センター間においてなされる各種の通知に関する規定を準用している（利用約定 29 条 2 項により 21 条 2-6 項を準用）²²。

利用者が利用約定に基づいて電子手形を譲渡した場合、電子手形と共に譲渡することとなる電子手形にかかる原因債務の支払を電子手形のみによって行うこととされる（利用約定 32 条 1 項）。他方、譲渡申込が電子手形センターに登録された場合、譲受の承諾については受取人と電子手形センター間においてなされる各種の通知に関する規定が準用される（利用約定 31 条）。なお、電子手形は、いわゆる手形ではなく、民法上の指名債権であるため、譲渡の際に対抗要件の具備が必要とされる。この点、電子手形センターが、①利用者に代わって利用者が振り出した電子手形の譲渡について異議なき承諾をする権限及びその承諾に関する確定日付を取得する権限、②利用者に代わって①の承諾等を受領する権限、を付与され対抗要件の具備を行う（利用約定 8 条 3 項）。

VI. 電子手形の決済手続

電子手形の決済については所定の手続により、引落および入金処理を行う（利用約定 33 条 1 項）。ただし、抹消の手続きがとられた手形についてはこの限りではない。電子手形センターは、かかる引落及び入金処理が完了すれば、電子手形データベースに支払処理が行われたことを登録し、対象となる電子手形データベースについて電子手形センター所定の閉鎖措置をとる（利用約定 33 条 2 項）。閉鎖された電子手形について分割、譲渡、再譲渡はできない（利用約定 33 条 3 項）。これにより電子手形が消滅することになる。なお、電子手形の振出人は、所定の手続により支払処理が完了したことの確認を求めることができる（利用約定 33 条 4 項）。

資金不足等により電子手形金額の引落としができなかった場合、その電子手形について取扱要領に定めるところにより不渡処理がなされる（利用約定 34 条 1 項）。電子手形センターは、不渡処理を行ったときに、電子手形データベースに不渡処理が行われたことを登録し、対象となる電子手形データベースについて電子手形センター所定の閉鎖措置がとられる（利用約定 34 条 2 項）。閉鎖された電子手形については、分割、譲渡、再譲渡することができない（利用約定 34 条 3 項）。不渡処理がなされた場合、一定のペナルティーが課せられることとなったり（利用約定 34 条 7 項）、サービスの利用ができなくなることもある（利用約定 45 条 3 項）。これは手形の不渡処分と同様な制度を意識したものであろう²³。

不渡処理の行われた電子手形の振出人及び譲渡人は連帯して、その所持人に対し、電子手形額面

22 譲渡申込は撤回が可能である（利用約定 30 条）。

23 この他、電子手形について不渡処理が行われた場合、金融機関は不渡報告の実施その他の不渡手形について行われる処理に準じて金融機関が定める処理を行うこととされる（利用約定 34 条 6 項）。

金額及び支払期日の翌日から支払い済みに至るまでの商法所定の割合による損害金を支払わなければならない。ただし、取扱要領の定めるところにより無担保の目的で譲渡を行った譲渡人は、その譲渡の後の電子手形の所持人に対してこの責任および義務を負わない（利用約定 35 条）。

VII. 結び

電子手形サービスについては、一般的に時間的・場所的な制約を克服可能であることや保管コスト・運搬コスト・印紙代がかからない等の利点が指摘されているところである。関門地域は海峡を隔てた二地域という特徴を有する。特に、約束手形に代えて電子手形サービスを活用すれば、「紙」による時間的・場所的制約を克服することも可能である。例えば、約束手形の場合には、関門トンネルを通じて手形交換所に手形を運搬する必要性が生じると思われるが、渋滞等が問題として指摘されており、運搬コストも無視できないであろう。このようなデメリットを克服可能な電子手形サービスを活用し、関門地域の特性に即した決済ネットワークを構築することは大きな意義を有することと思われる。このようなネットワークの構築は最終的に関門地域における社会的資本の整備に役立つものと言えるであろう。かかる電子手形サービスを基礎に据えた電子債権も同様な効果が期待できるだろう。

ただ、現段階においては、いまだ電子債権法（仮称）なるものの概要は具体的には明らかになってはいない。この点、様々な電子債権に関するビジネス・モデルが提唱されているが²⁴、まずは売掛債権や約束手形を電子化することを主たる目的とすべきように思う。そのような制度構築をしっかりと行った上で、様々な電子債権を活用したビジネス・モデルに対応したシステムなり法制度を構築していくことが適切ではなかろうか。

【追記】

本研究を行うに際して、信金中央金庫の高橋秀充・坂根雄一両氏には資料の提供等大変お世話になった。両氏の所属する信金中央金庫並びに両氏に対して改めて深く謝意を申し上げたいと思う。

〔補足資料〕

沖縄における電子手形の実証実験に関する調査

① 名護市役所訪問（2005 年（平成 17 年）8 月 1 日（月）訪問）

名護市政策推進部金融特区・情報化推進室主査比嘉盛樹氏と同主事の犬城和香子氏にお話を伺った。話の内容は、電子手形に止まらず、名護市の金融特区全般にまで及んだ。

電子手形に関する問題点については、システムを維持するためのコストがかかりすぎるとの問題

24 電子債権を活用したビジネス・モデルについては、電子債権を活用したビジネスモデル検討 WG・前掲注(1)・18 頁以下参照。また、大垣・前掲注(6)文献も多くのビジネス・モデルを提案している。

が大きいとのことであった。すなわち、電子手形を運用するには電子手形の管理機関が必要であるが、この機関の運営には相当程度のコストがかかるとのことであった。何らかの公的な資金が必要となるのではないかと指摘していた。

また、電子手形を導入するにしても当面は電子手形と紙ベースの手形とを併用せざるを得ず、両者を併用した場合には、紙ベースの手形だけの現時点よりも全体的にコストが余計にかかるであろう。紙ベースの手形から電子手形へと移行する際の過渡的な問題かもしれないが、このようなコストも無視できないであろうとのことであった。

この他、電子手形には印紙が必要なく、印紙税がかからないと考えられているが、電子手形が導入され、普及してくると国税庁が何らかの形で電子手形に税をかける可能性がないとは言えないとも指摘されていた。

② 財団法人 南西地域産業活性化センター（2005年（平成17年）8月2日（火）訪問）

財団法人南西地域産業活性化センターは、経済産業省から委託を受けて沖縄における電子手形の実証実験の調査を行った組織である。ここでは、調査第一部長の緑川義行氏と調査第一部研究員新城裕一氏にお話を伺った。沖縄における電子手形の実証実験は、信金中金の電子手形サービスを利用した。システム面での不安として端末の操作がユーザー・フレンドリーなものか、電子認証の導入は可能か、などといった点を挙げていた。電子手形の管理機関を官が運営することについては官による情報の一元化というのは民間企業にとっては余り好ましくないであろうという意見であった。実証実験は4ヶ月という短期間で行われたため、実際の手形のサイトとの関係上無理があるのではとの指摘もあった。この他、参加した企業は建設会社が多数であり、メーカーの数が少なかった。参加企業が優良企業であったこともあり、不渡の実例などは生じなかった。また、宮古島や石垣島といった離島も実証実験の対象地域として含めるとより電子手形の特性が活きるのではと思われるが、今回は見送られたようである。最後に、行政機関が電子手形を積極的に導入すると普及も早いとのことであった。なお、「債権の電子的取扱いに関する調査研究事業報告書——電子手形導入実証実験から見た電子債権の在り方について——」及び「債権の電子的取扱いに関する調査研究事業——電子手形導入実証実験から見た電子債権の在り方について—— アンケートヒアリング調査報告書」を頂いた。

③ 沖縄銀行（2005年（平成17年）8月2日（火）訪問）

沖縄銀行は沖縄における電子手形の実証実験につき主導的な役割を果たした。ここでは電子手形の実証実験に深く関わられた総合企画部の副部長の西平典明氏にお話を伺った。電子手形の実証実験は信金中金のシステムを利用し、システム・メンテナンスは日立が行ったとのことであった。ここで問題点として特に強調されていたのは電子手形の運営コストである。先述したとおり電子手形には管理機関を設けるなど様々な運営コストがかかる。初期投資だけではなく、ランニングコストも相当かかるとのことである。経済産業省の試算によると月あたり数千万円かかるとのことである。コスト・ベネフィットの観点からみれば、相当広域に渡る地域で電子手形を運営しないと採算

がとれないであろうとのことであった。西平氏によれば、電子手形の運営は官が受け持つべきではないかのご意見であった。そして、官が電子手形の運営を主導的に行っている国として韓国を挙げられ説明された。

発行のための手数料は2,000円～3,000円でありやや高めとの意見も聞かれたそうである。

④ 沖縄県庁（2005年（平成17年）8月3日（水）訪問）

最後に回ったのが沖縄県庁であった。ここでは、沖縄県観光商工部情報産業振興課情報振興・金融特区班の小嶺淳班長にお話を伺った。これまで一定程度の電子手形の実証実験に関する情報を得た状況で沖縄県庁に行ったので、新たな情報はそれほど得られなかった。沖縄県庁では沖縄銀行を中心に沖縄電子手形活用研究会が設けられたことや電子手形の管理機関の運営コストが大きな問題となるであろうという指摘が特に印象に残ったことであった。

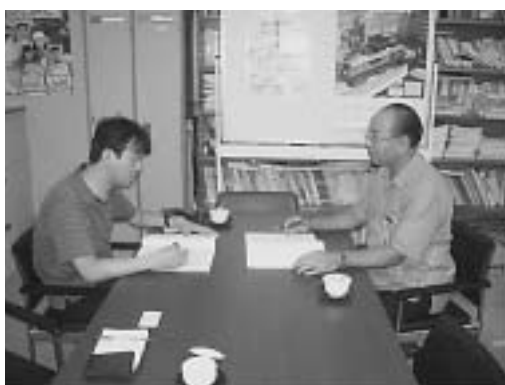
① 名護市役所にて



② 財団法人南西地域産業活性化センターにて



③ 沖縄銀行にて



④ 沖縄県庁（正面玄関）

